

協議会会員大交流会のご案内

協議会はこれから皆さまの生活の場となる区画を決めていく段階に入っていきますので、コミュニティの再生・構築に向けた顔合わせの機会として、下記により、協議会会員大交流会を開催いたします。

多くの皆さまがご家族連れで参加できるように準備をいたしますので、是非、お誘いあわせの上お越しくださるようご案内申し上げます。

記

名称 東矢本駅北地区まちづくり整備協議会会員大交流会

日時 平成25年6月29日(土) 11時30分～

場所 大曲市民センター

企画 バーベキューほか

(参加費その他、企画を検討中)

なお、詳しい内容は6月中旬に改めてご案内をお送りします。

【建築等集団移転に関する何でも相談窓口】を開設します

住宅の再建や集団移転に関して何でも相談窓口を開設します。

いろいろな専門家もおりますので、何でもご相談ください。即答できない場合もありますが、お気軽にお電話をください。個人情報情報は慎重に取り扱います。

【ご相談先】 としまち研東松島事務所 電話 0225-98-5291

編集後記

第7号は、第3回総会(定期総会)の特集号です。総会では、協議会設立以来の取り組みを振り返り、今年度の活動方針が承認されました。課題はたくさんありますが、いずれも新しいまちに会員が安心して移り住むために必要な活動ですので、これからも協議会員一丸となり頑張りましょう!

また、広報部会も今後発行する「まちづくり通信」をより良いものにするために頑張ります。

(広報部会長 土門一枝)

皆様からのご意見、ご感想をおまちしております。

東矢本駅北地区まちづくり整備協議会

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字町浦 84 番地 としまち研東松島事務所内(事務局:阿部久美子、青山秀明)
Tel:0225-98-5291/fax:0225-98-5293/E-mail:higashimatsushima@tmk-web.com/HP:http://www.tmk-web.com

新しいまちの名称募集

東矢本駅北地区のまちの名称を募集します。募集要項などにつきましては次号、第8号の「まちづくり通信」でお知らせいたします。皆さまからの応募を期待しております。

事務局員紹介



5月より、新たに事務局員として、赤井在住の青山秀明さんが着任いたしました。

阿部久美子さんと一緒に、業務に取り組みます。どうぞよろしくお願い致します。

第7号 平成25年5月29日

東矢本駅北地区 まちづくり通信

発行 東矢本駅北地区まちづくり整備協議会 広報部会

目次

協議会第3回総会開催	1面
第3回総会議案審議の報告	2~3面
協議会会員大交流会のご案内	4面
新しいまちの名称募集	4面
事務局員紹介	4面

協議会第3回総会(定期総会)開催 (5月17日)

午後7時からコミュニティセンターホールにて協議会第3回総会が会員152名の参加で開催されました。



小野会長の挨拶

はじめに、小野竹一会長から挨拶があり、続いて阿部秀保市長から、「震災以降、約7,000人の方々が不自由な生活を余儀なくされており、市としては、皆さまが1日も早く生活再建、住宅再建ができるよう民間の活力や他自治体の職員等のお力もいただきながら一丸となって復興に取り組んでまいります。」という挨拶を、上田勉市議会副議長から「議会としても復興に全力をあげて取り組んでおり、一日も早く皆さんが安心して生活できるように頑張る」旨の挨拶をそれぞれいただきました。

次に、来賓として、大曲まちづくり協議会の鈴木敏正会長、協議会活動についてアドバイスをいただいている宮城大学の鈴木孝男先生が紹介されました。また、大曲市民センターの阿部所長、復興まちづくり推進員、復興応援隊の皆さん、そしてUR都市機構(※注)及び市関係各課担当者の方々が出席されていることが報告されました。

続いて、議案審議のための議長の選出では、第2回総会でも議長を務めた伊藤泰廣氏が選出され、5つの議案について審議され、すべて原案のとおり承認されました(詳細は別項)。

次に、報告に入り、はじめに、造成工事の工程等について、市から事業受託しているUR都市機構からの報告、そして当面のスケジュールについて、事務局からの報告がありました。



議長を務めた伊藤泰廣氏

さらに閉会にあたって、小野会長から、「これからの活動は、昨年末に実施した“移転先画地に関する意向調査”をもとに、自ら住宅を建築する世帯も、災害公営住宅に入る世帯も、どの世帯がどの区画あるいは住戸に入るかを決めていくこと、さらに街並みをどのようにするか、などの課題がたくさんあり、正念場を迎えるが、出来る限り皆さんの希望が実現するようみんなで頑張りましょう。」とのお話があり、総会は終了しました。



※注 UR都市機構:正式名称は、独立行政法人都市再生機構でUR都市機構は愛称。昭和30年に設立された日本住宅公団がその後、統合・改組され、現在に至る。東松島市と平成24年3月29日に相互協力の覚書を取り交わし、復興まちづくりを推進している組織です。

第3回総会議案審議の報告

【議案第1号】〈原案のとおり承認〉

平成24年度の事業報告については、小野会長より、設立準備から40回以上の各種会合・ワークショップ・視察等を行い、以下のような取り組みを実践してきた旨報告がありました。

①宅地・公共施設計画案の取りまとめ

市の基本計画についてワークショップなどで意見交換をし、それらを取りまとめた土地利用計画案を作成し、第2回総会で決定しました。

②画地決定ルール作成

画地評価方法の検討等を行い、どこの区画にどなたが入るかについては、その手順も含めて継続して検討しています。

③市民生活の基本にかかわる問題

これまでの意向調査で現段階の学区境の変更は必要ないと判断しました。また、行政区については今後の課題としますが、移転先の一体感を醸成するため、団地全体の名称を募集して決めることとしました。

④東矢本駅北地区まちづくり通信の発行

創刊号から第6号まで発行し、各種の活動、情報を掲載しました。

【議案第2号】〈原案のとおり承認〉

まず、霰石かほる会計担当役員から平成24年度収支決算報告が行われ、続いて佐藤勝輝監事から、「会計業務は適正に処理されていた」との会計監査報告が行われました。

【議案第3号】〈原案のとおり承認〉

平成25年度事業計画案については、霰石浩副会長の説明のもと、以下のように提案されました。

今年度は、次の7つの項目について取り組みます。

①街並みに関するルールづくり

新しい街をつくるにあたり、住みやすい・暮らしやすい街になるような街づくりのルールをつくりまします。

②区画決定手順に基づく区画決定

区画決定の手法等については、たくさんの意見を皆さんお持ちですので、それを調整しながら取り組んでまいります。

③災害公営住宅におけるコミュニティの再生・構築

災害公営住宅に入居される方のコミュニティの再生・構築を目指し、住みやすい住宅になるよう配慮して取り組みます。

④東矢本駅北地区の名称の募集・決定

住む方の気持ちがひとつになるように、新しい街の名称を募集します。

⑤会員同士の交流会

会員間の交流会を開催しますので、たくさんの方に参加していただけることを期待しています。

⑥公園・集会所・ゴミ集積所・道路・調整池などの公共施設に関する検討・提案

部会等を中心に検討を重ね提案します。

⑦まちづくり通信の編集・発行

これまでの皆さんからの感想や意見を収集し、今後のまちづくり通信の編集に反映させます。

【議案第4号】〈原案のとおり承認〉

平成25年度収支予算案は、霰石かほる会計担当役員から、議案に沿って提案されました。

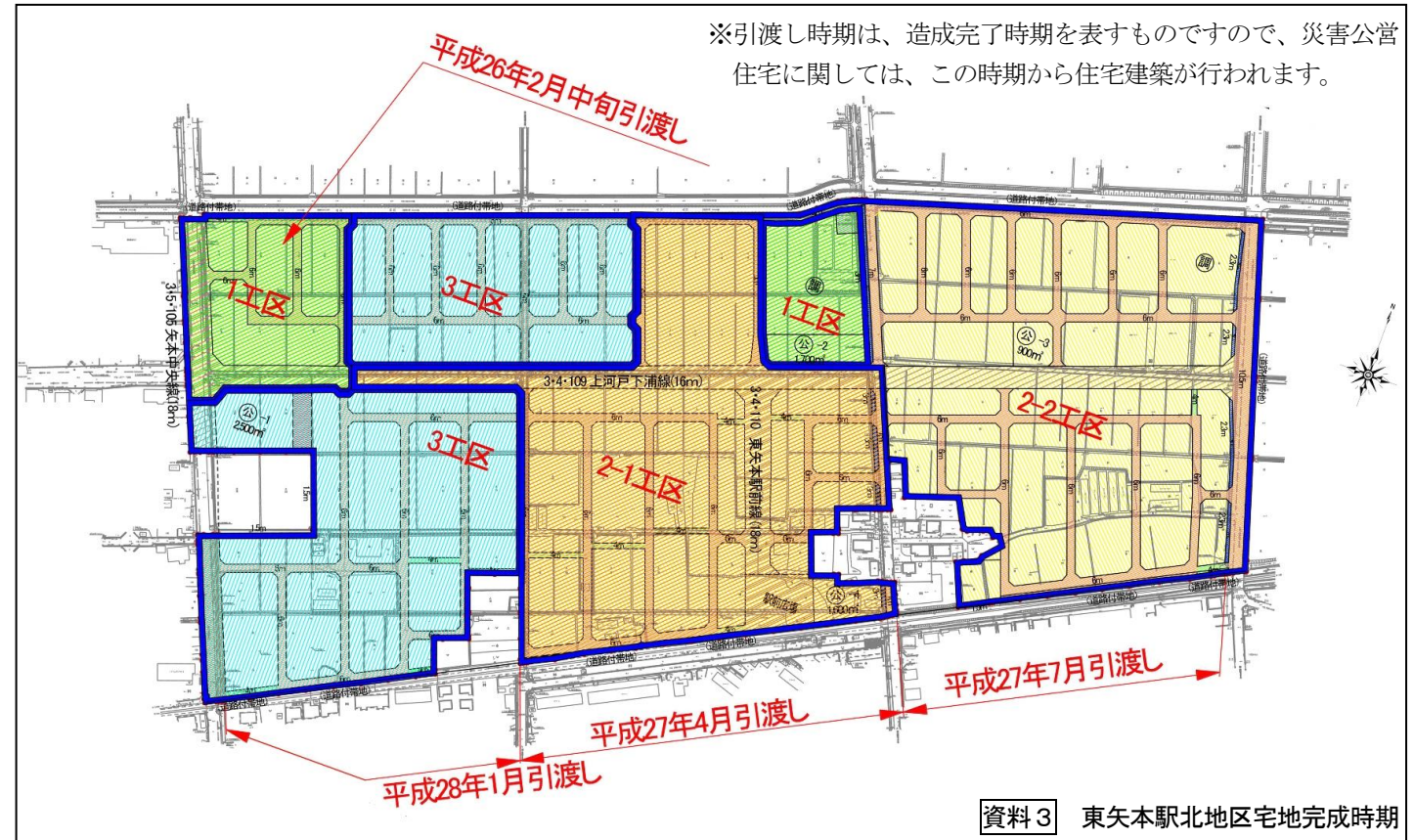
【議案第5号】〈原案のとおり承認〉

土地利用計画の一部変更について、菅原忠幸副会長の説明のもと、以下のとおり提案がありました。

集団移転で自ら住宅を建築する方から、辞退や地区変更の申し出があり、現在の希望者は計画区画数286に対して264世帯となり、22区画分が余剰となりました。そこで、本地区においては、災害公営住宅を希望している世帯が計画戸数よりも多い状況を踏まえ、資料2の図のとおり、計13区画を災害公営住宅用地に振り替えるものとします。



資料2 土地利用計画の変更(変更部分拡大版)



資料3 東矢本駅北地区宅地完成時期

【報告】

宅地の完成時期について資料3の図と工程表に基づく説明が、UR都市機構(以下、「UR」という。)から、それに対する補足説明が市復興都市計画課からそれぞれ以下のようにありました。

～UR説明内容～

当団地の造成工事は、

①表土の搬出と大量の土(240,000 m³)を運搬する必要があること

②既存の電柱を移設しなければならないこと

③線路沿いの工事はJRと協議が必要であること
という工事に日数を要するといった課題があることから、本地区として全体の工期が一番短縮できる工事スケジュールを設定しました。

造成工事は、工事を進める中で大雨による雨水が地区外にあふれ出ないようにするためにまず、調整池をつくり(調整池完成までの間は、仮設の防災施設で補完)、次に田んぼの柔らかい土を剥ぎ取った残土にセメント等を混ぜ、地盤改良を行ってから盛土工事を行います(7月開始予定)。盛土工事は1日当たり、通常の工事の1.5倍の量の土をダンプで搬入する計画です。

その後、盛土工事終了後、下水道や上水道等の施設設備工事、道路工事を行います。

※引渡し時期は、造成完了時期を表すものですので、災害公営住宅に関しては、この時期から住宅建築が行われます。

完成時期につきましては、仮設の防災施設で完成できる1工区(災害公営住宅用地)が平成26年2月中旬、2-1工区が平成27年4月、2-2工区が同年7月、3工区が平成28年1月を予定しています。

これらの工区の設定については、造成工事をする上で、住宅街区と幹線道路との接続道路で事故や違法駐車がある際、また、移転者の自家用車や建築工事の車両が通るとなると渋滞を引き起こす可能性があるため複数の箇所での幹線道路につながるようにし、造成工事の車両の出入りと重ならないようにした結果、このような工区の設定になりました。

地区全体の宅地完成時期が早まるよう努力していきます。

～市復興都市計画課 補足説明内容～

造成完了時期につきましては、同じ工区においても、区画もしくは街区ごとの段階的な宅地の引渡しが可能となるかどうかについて今後、工事の進捗状況を確認しつつURと協議をしていきます。

また、本日示した工事の工程は、現時点で想定される様々な条件を踏まえて検討したものであり、各工事の進捗に併せて工程を確認していくとともに、変更等が生じた場合には、その都度皆さまに説明をしていきます。